



最近、「マツモトキヨシ」の言語的要素を含む音商標について登録を認める判決が出たと聞きました。「マツモトキヨシ」は人の氏名に当たるため、このような商標は4条1項8号に該当するものとして登録を拒絶されると思ったのですが、商標登録された理由を教えてください。

(愛知県 K. S)



1. 事案の概要

本事案は、下記に示す音楽的要素および「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音商標で構成される本願商標について、原告（株式会社マツモトキヨシホールディングス）が請求した拒絶査定不服審判（不服2018-8451）において、特許庁が請求不成立との審決をしたため、原告が令和2年10月28日に審決の取り消しを求め訴訟を提起したものです（令和2年（行ケ）10126）。

・本願商標（商願2017-007811）



・指定役務：35類 薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等

2. 審決の理由の要旨

原審決の要旨は、①本願商標は、「他人の氏名」を含む商標であり、かつ、その他人の承諾を得ているとは認められないものであるから、4条1項8号に該当し、登録することができない、②仮に本願商標が原告またはその子会社の商号の略称および同子会社が経営

するドラッグストア等の店舗名を表すものとして一定の著名性があつたとしても、かかる事実は本願商標の同号該当性の判断を左右するものではない、というものです。

3. 判決の要旨

本件訴訟では、以下の理由により、原審決を取り消すと判示されました。

商標法4条1項8号は、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名、名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定であり、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、当該音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識されない場合にまで、他人の氏名に係る人格的利益を常に優先させることを規定したものと解することはできない。

そうすると、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものといえないから、当該音商標は、同号

の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないというべきである。

前記取引の実情の下においては、本願商標の登録出願時に本願商標に接した者が、その構成中の「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音から通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての「マツモトキヨシ」、企業名としての株式会社マツモトキヨシ等であつて、「マツモトキヨシ」と読まれる「松本清」「松本潔」等の人の氏名であるとは認められないから、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものとはいえない。

したがって、本願商標は、4条1項8号に該当するものではない。

4. おわりに

近年、人の氏名を含む商標の登録が難しい傾向にありましたが、本件は取引実情に即して、人の氏名を連想、想起するものと認められない商標について登録を認めた点で画期的といえます。今後、音商標だけでなく人の氏名等を含む文字商標についても同様の判断がされるか否か、注目されます。